



第7回ジュニアロースクール

本物の法廷で刑事裁判を体験してみよう！！

千葉県弁護士会マスコットキャラクター
ちーべん

階段から自分の妻を突き落としたとして殺人の罪で起訴されたおじいさん。これに対しおじいさんは、妻が自分で転落したただだと無罪を主張している。おじいさんは有罪なのか？無罪なのか？裁判官として判決を考えよう！！

(内容)

- ①刑事裁判とはどのようなものか。
弁護士が刑事裁判の流れを説明します。
- ②模擬裁判
模擬裁判に裁判官として参加し、事件について質問をしたり判決を考えたりします。



(日時)

平成29年7月27日(木)
午前10時～午後4時

本物の法廷を使うよ！！

(場所)

千葉地方裁判所松戸支部(〒271-8522 千葉県松戸市岩瀬無番地)

※ 当日は9時30分に裁判所1階玄関ホールに集合してください。

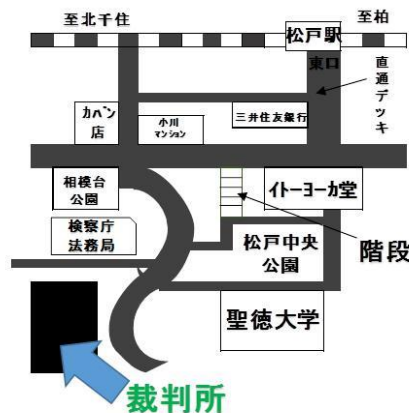
※ 近隣にコンビニ等がありませんので昼食の持参をお願いします。

JR松戸駅東口徒歩約7分

参加費無料！！

(対象)

中学生・高校生



(申込方法)

平成29年7月6日(木)午前9時より電話予約(先着20名)

お電話は、千葉県弁護士会松戸支部(047-366-1211)まで

(主催)千葉県弁護士会松戸支部

(共催)千葉地方裁判所松戸支部, 千葉地方検察庁松戸支部

(後援)松戸市, 松戸市教育委員会